

上智大学法科大学院

(法学研究科法曹養成専攻)

# 履 修 要 綱

2018 年度

## V. 付録

# 1. 上智大学学則（抜粋）

（平成30年4月1日改正施行）

上智大学学則全文は、公式ホームページに公開しています。

## 第1章 設立目的及び使命

**第1条** 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

**第2条** 本学は、カトリシズムの精神にのっとり、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

**第3条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

4 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

## 第2章 大学の組織

**第4条** 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神 学 部	神学科
文 学 部	哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科
総合人間科学部	教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科
法 学 部	法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科
経 済 学 部	経済学科、経営学科
外 国 語 学 部	英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、スペイン語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科
総合グローバル学部	総合グローバル学科
国際教養学部	国際教養学科
理 工 学 部	物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 各学部に通ずる言語教育を行うために、言語教育研究センターを置く。言語教育研究センターに関する事項については、別に定める。

4 本学の教育のグローバル化を促進するために、グローバル教育センターを置く。グローバル教育センターに関する事項については、別に定める。

5 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

**第5条** 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

**第6条** 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

## 第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

**第13条** 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

**第14条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第15条** 学期は、学年を分けて、春学期および秋学期とし、それぞれ次の期間とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

**第17条** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（11月1日）
- (5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (6) 春期休業
- (7) 夏期休業
- (8) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

## 第7章 授業科目及び単位

**第19条** 授業科目の種類は、全学共通科目、語学科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 授業科目の編成は、別に定める。

3 前項で定めるもののほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。

**第20条** 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、別に定める。

**第22条** 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 1単位の計算基礎となる授業時間については、学長がこれを決定する。

## 第8章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

**第23条** 入学時期は、学期の初めとする。

**第24条** 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 入学の許可は、学長がこれを決定する。

**第25条** 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IBディプロマ及び成績評価証明書
- (2) その他必要書類

2 既納の入学検定料は、返還しない。

**第26条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第27条** 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」(日本国籍以外の国籍を有する者は、「住民票の写し」及び在留カードの写し)

(3) 出身高等学校等の卒業(修了)証明書

(4) その他必要書類

**第28条** 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。ただし、日本国籍を有さない者については、国外に居住する者でも許可する。

**第29条** 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

**第30条** 他の大学等(外国の大学、短期大学等を含む。)から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

2 編入学者に関する事項については、別に定める。

**第31条** 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

2 転部科に関する事項は別に定める。

**第32条** 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

**第33条** 本学との間に協定がある国外大学か、又は学長が許可した学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者があつた場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、これを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間中に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(留学期間に修得した単位を含む。)及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

**第38条** 本学に在学する年数は、8年を超えることができない。

2 前項の在学年数には、休学期間を含まないものとする。

**第39条** 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

**第40条** 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、学長が退学を決定する。

## 第9章 履修及び登録

**第41条** 全学共通科目については、体育2単位を必修とし、合計26単位を修得しなければならない。

2 削除

- 3 第1項にかかわらず、文学部英文学科、外国語学部英語学科及び国際教養学部にあつては、体育2単位を必修とし、合計22単位を修得しなければならない。
- 4 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を12単位とする。
- 5 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を4単位とする。
- 第41条の2** 語学科目は、外国語（英語）4単位を必修とする。ただし、文学部英文学科、外国語学部英語学科及び国際教養学部にあつては、外国語8単位を必修とする。
- 2 語学科目は、必修単位を除き、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を8単位とする。
- 3 語学科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、学長の決定により、学科科目の単位に充当することができる。
- 4 削除
- 第41条の3** 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目の範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目の履修を認めることがある。この場合において、当該科目の修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。
- 第42条** 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて94単位以上でなければならない。
- 3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目の単位で代えることができる。
- 第45条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり、別に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2（略）の定めるところによる。
- 第46条** 教職に関する科目の単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。
- 第47条** 学芸員の資格を得ようとする者は、別に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 学芸員に関する科目の単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。
- 第49条** 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。
- 第50条** 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

## 第10章 試験及び卒業

- 第52条** 定期試験は大学が定める期間に行う。
- 第54条** 病気その他やむをえない事情で定期試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。
- 第55条** 授業科目の成績評価は、上位よりA（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、F（59点以下）、P、X、Iの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留とする。
- 2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。
- 3 第1項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。
- 4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。
- 第57条** 第13条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。
- 2 卒業の期日は、毎年3月31日又は9月20日とする。

3 卒業に必要な単位は、124単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。(略)

**第57条の2** 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業(以下、「早期卒業」という)を希望する場合は、学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

**第58条** 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野(略)の名称を付記する。

## 第11章 賞罰

**第59条** 人物及び学術優秀な学生は、選考によって学長が授賞する。

**第60条** 本学学生としてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

2 前項の処分は、学長が行う。

**第61条** 次の各号のいずれかに該当する者は、学長の決定により退学させる。

(1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学内の秩序を乱した者

(3) 大学の名誉を著しく毀損した者

(4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

## 第12章 納付金及び授業料等

**第62条** 第27条に定める入学に必要な納付金は、別表第3(略)のとおりとする。

**第63条** 学生は、別表第3(略)の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きによって分納することができる。

**第64条** 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。

**第65条** 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第3(略)のとおりとする。

**第66条** 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

## 第13章 奨学

**第67条** 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

**第68条** 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させることがある。

## 第14章 交換留学生、交流学生、科目等履修生及び聴講生

**第69条** 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。

**第70条** 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、交流学生の受入を許可することができる。

**第71条** 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)の受入を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。

**第72条** 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講に関する事項は、別に定める。

## 第16章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

第77条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。

第78条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する事項は、別に定める。

第79条 学生は、学年ごとに保健センターにおいて健康診断を受けなければならない。

第80条 学生は、傷病の際、保健センターを利用することができる。

## 第17章 学生寮

第81条 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第18章 公開講座及び各種講習会等

第82条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。

2 前項に関する事項は、別に定める。

## 第19章 助産学専攻科

(設置)

第83条 本学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

(目的・資格)

第84条 専攻科は、本学教育理念のもと、4年制大学における看護基礎教育の上に、助産に関する最新の知識と技術を教授、研究し、もって母子保健の発展向上に寄与することのできる助産師を育成することを目的とする。

2 専攻科において取得できる資格は次のとおりとする。

助産師国家試験受験資格

(学生定員)

第85条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 10名

収容定員 10名

(専攻科主任)

第86条 専攻科に専攻科主任を置く。

(修業年限)

第87条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第88条 専攻科学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第89条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有するまたは看護師国家試験受験資格を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(入学の出願)

**第90条** 入学を志願する者は、指定の期日までに入学検定料を納付し、本学所定の書類を提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

2 既納の入学検定料は、返還しない。

(入学手続き及び入学許可)

**第91条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学に必要な所定の納付金を納めなければならない。

(教育課程及び履修方法)

**第92条** 専攻科の授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(休学期間)

**第93条** 専攻科の休学期間は、1年を超えることはできない。

2 休学期間は、第88条の在学年限に算入しない。

(修了)

**第94条** 本学の専攻科に1年以上在学し、別に定めるところにより34単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に、修了証書を授与する。

3 修了の期日は、毎年3月31日とする。

(専攻科の入学金、授業料その他の費用)

**第95条** 第91条に定める入学に必要な納付金は学則別表第3(略)のとおりとする。

(規定の準用)

**第96条** 専攻科に関し本章に定めるもののほか次の規定を準用する。

14条、15条、17条、20条、22条、第23条、第28条、第32条1項、3項、4項、第39条、50条から55条、第11章、63条から67条、16章、17章。

## 第20章 雑則

**第97条** 本学則に掲げる諸条項を実施するに当たり、必要ある場合は、細則を別に定めることができる。

### 附 則

1 本学則は、2018年(平成30年)4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

[収容定員の変更]

[学部学科別卒業所要単位表改正]

[学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の改正]

[学費改定]

別表第1から第3(略)

## 2. 上智大学大学院学則

(平成30年4月1日改正施行)

### 第1章 総則

(設置)

**第1条** 上智大学学則第5条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(課程)

**第2条** 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

(標準修業年限)

**第3条** 博士課程の標準修業年限を5年、修士課程の標準修業年限を2年とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程(以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。)という。

3 第2項の規定にかかわらず、実践宗教学研究科死生学専攻、総合人間科学研究科社会福祉学専攻及び看護学専攻については、職業を有していることにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、学長の決定により、その履修を博士前期課程では「長期履修学生」として3年まで認めることができる。

4 第3項の長期履修学生に関する事項は、別に定める。

5 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

6 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の標準修業年限は3年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(法学既修者)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮できることとする。

(在学期間の上限)

**第3条の2** 本大学院の在学期間は、休学期間を除き9年を限度とし、前期課程及び修士課程においては4年、後期課程においては5年の期間を、それぞれ超えることができない。

2 専門職学位課程については、別に定める。

(課程の目的)

**第4条** 博士課程は、キリスト教精神を基盤とし、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 前期課程及び修士課程は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要、高度の能力を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、キリスト教精神を基盤とし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(自己評価等)

**第4条の2** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 前2項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

(ファカルティ・ディベロップメント)

**第4条の3** 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

(研究科及び専攻)

**第5条** 本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
哲学研究科	哲学専攻	
文学研究科	哲学専攻	
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
	文化交渉学専攻	
実践宗教学研究科	死生学専攻	
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
	看護学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
言語科学研究科	言語学専攻	
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
理工学研究科	理工学専攻	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	

ただし、哲学研究科哲学専攻については、第26条に定める入学者の募集を停止する。

2 前項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第4条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別表第1において個別に定める。

3 前項に規定する以外の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。

（収容定員）

第6条 各研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻名	前期修士課程		後期課程		専門職学位課程		収容定員 合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
神学研究科	神学専攻	20	40					40
	組織神学専攻			4	12			12
	計	20	40	4	12			52
哲学研究科	哲学専攻	—	—	—	—			—
文学研究科	哲学専攻	10	20	3	9			29
	史学専攻	10	20	3	9			29
	国文学専攻	10	20	3	9			29
	英米文学専攻	10	20	3	9			29
	ドイツ文学専攻	10	20	3	9			29
	フランス文学専攻	10	20	3	9			29
	新聞学専攻	10	20	3	9			29
	文化交渉学専攻	16	32	3	9			41
	計	86	172	24	72			244
実践宗教学研究科	死生学専攻	10	20	3	3			23
総合人間科学研究科	教育学専攻	10	20	5	15			35
	心理学専攻	20	40	5	15			55
	社会学専攻	10	20	3	9			29

研究科	専攻名	前期修士課程		後期課程		専門職学位課程		収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	合計
	社会福祉学専攻	10	20	3	9			29
	看護学専攻	9	18					18
	計	59	118	16	48			166
法学研究科	法学専攻	20	40	4	12			52
	法曹養成専攻（法科大学院）					40	140	140
	計	20	40	4	12	40	140	192
経済学研究科	経済学専攻	15	30	2	6			36
	経営学専攻	15	30	2	6			36
	計	30	60	4	12			72
言語科学研究科	言語学専攻	33	66	5	15			81
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	15	30	6	18			48
	地域研究専攻	15	30	5	15			45
	グローバル社会専攻	30	60	3	9			69
	計	60	120	14	42			162
理工学研究科	理工学専攻	250	500	20	60			560
地球環境学研究科	地球環境学専攻	60	120	10	30			150
合	計	628	1,256	104	306	40	140	1,702

## 第2章 大学院委員会及び研究科委員会

（大学院委員会）

第7条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 本学則に別段の定めがあるものを除き、大学院委員会に関する事項については、別に定める。

第8条 削除

第9条 削除

（大学院委員会の意見具申事項）

第10条 大学院委員会は、次に掲げる大学院全般にわたる事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学位の授与
- (2) その他学長が必要なものとして定めるもの

（研究科委員会）

第11条 各研究科に研究科委員会を置き、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

2 研究科委員会の議長は、研究科委員長がこれにあたる。

3 削除

4 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

（専攻）

第12条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。

2 各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

（事務組織）

第13条 本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

### 第3章 教育方法等

(教育方法等)

**第14条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。

2 研究科において教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 授業科目の編成は、別に定める。

4 研究指導に関する細目は、別に定める。

(単位の計算基準)

**第15条** 各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。

(指導教員)

**第16条** 各専攻は、所属する学生に対し、授業科目の履修に関する指導及び研究指導を行う専任教員1名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。

2 指導教員は、当該専攻に所属する専任教員のうち、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める指導教員の資格を有する教員をもってこれを充てる。

(授業科目の履修)

**第17条** 各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、8単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定)

**第18条** 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、30単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

(研究指導の委託)

**第19条** 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導をうける期間は、1年を超えないものとする。

2 前条第1項及び第2項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許)

**第20条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第2（略）に定めるところによる。

### 第4章 課程の修了要件

(修士課程及び前期課程の修了要件)

**第21条** 修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をも

って修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

**第21条の2** 本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に5年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における標準修業年限期間を含む。）以上在学し、30単位以上（修士課程、前期課程又は専門職学位課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上（修士課程又は前期課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の本大学院の後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

**第21条の3** 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、65単位以上を修得することとする。

2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

(修了認定)

**第21条の4** 学長は、前3条に規定する要件により課程の修了を認定する。

**第22条** 学位論文の審査方法等については、別に定める。

**第23条** 学位に関する試験の方法等については、別に定める。

## 第5章 学位

(学位の授与)

**第24条** 学長は、課程を修了した者に対し、課程に応じて博士、修士又は法務博士（専門職）の学位を授与する。

2 学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野の名称)

**第25条** 学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野
神学研究科	神学専攻	神学	
	組織神学専攻		神学
哲学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
文学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
	史学専攻	史学	史学
	国文学専攻	文学	文学
	英米文学専攻	文学	文学
	ドイツ文学専攻	文学	文学
	フランス文学専攻	文学	文学
	新聞学専攻	新聞学	新聞学
	文化交渉学専攻	文学	文学
	実践宗教学研究科	死生学専攻	文学
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学
	心理学専攻	心理学	心理学
	社会学専攻	社会学	社会学

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野	
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学	
	看護学専攻	看護学		
法学研究科	法律学専攻	法学	法学	
	法曹養成専攻（法科大学院）	法務博士（専門職）		
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学	
	経営学専攻	経営学	経営学	
言語科学研究科	言語学専攻	言語学	言語学	
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論	
	地域研究専攻	地域研究	地域研究	
	グローバル社会専攻	比較日本研究	比較日本研究	
		国際経営開発学		
		グローバル社会研究	グローバル社会研究	グローバル社会研究
理工学研究科	理工学専攻	理学	理学	
		工学	工学	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	環境学	環境学	

2 前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

## 第6章 入学，進学，編入学，休学，退学及び再入学

（入学資格）

**第26条** 本大学院の前期課程，修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において，外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
  - (6) 外国の大学等において，修業年限が3年以上の課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 大学に3年以上在学し，本大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
  - (10) その他本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で，22歳に達した者
- 2 後期課程に進学又は編入学することのできる者は，修士の学位，専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。
- 3 前項の場合において，修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は，次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 我が国において，外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 大学等を卒業し，大学，研究所等において2年以上研究に従事した者で，本大学院において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

4 第1項及び第2項に規定する入学、進学及び編入学の許可は、学長がこれを決定する。

(選抜試験)

**第27条** 前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

2 外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

(休学、復学及び退学の願い出)

**第28条** 休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1学期または1学年を区分とし博士課程通算5年を超えることができない。ただし、修士課程及び専門職学位課程においては、2年を限度とする。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

(留年)

**第28条の2** 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合又は各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

(退学及び懲戒処分)

**第29条** 次の各号の一に該当する者は、学長の決定により退学させる。

(1) 授業料その他、学費を納入しない者

(2) 第3条の2に定める在学期間の上限を超えた者

(3) 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定事由は、各研究科において、別に定める。

**第29条の2** 本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

2 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

(1) 著しく品行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学内の秩序を乱した者

(3) 大学の名誉を著しく毀損した者

(4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

3 前二項の処分は、学長が行う。

4 前三項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。

(再入学)

**第30条** 本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 再入学の願いが出た場合は、学長はこれを許可することができる。

(入学時期)

**第31条** 本大学院の入学時期は、学期の初めとする。

(在学期間)

**第32条** 削除

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

**第33条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第33条の2** 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

**第33条の3** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第5号から第7号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 創立記念日（11月1日）
  - (4) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
  - (5) 春期休業
  - (6) 夏期休業
  - (7) 冬期休業
- 2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。
- 3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

## 第8章 交換留学生，委託聴講生，聴講生及び研究生

（交換留学生）

**第34条** 本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。

（委託聴講生）

**第35条** 本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、委託聴講生の受け入れを許可することができる。

（聴講生）

**第36条** 本大学院の特定の授業科目について聴講を願ひ出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

（科目等履修生）

**第36条の2** 本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

（研究生）

**第37条** 本大学院において特定事項の研究を願ひ出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

## 第9章 入学納付金及び授業料等納付金

（入学手続）

**第38条** 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別表第3（略）で定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

（授業料等納付金）

**第39条** 本大学院在學生は、別表第3（略）の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きにより各学期の初めに分納することができる。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第3（略）のとおりとする。

## 第10章 その他

（規定の準用）

**第40条** 本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定を準用する。

### 附 則

この学則は、2018年（平成30年）4月1日から改正、施行する。

〔実践宗教学研究科死生学専攻後期課程の設置〕

〔収容定員の変更〕

〔実践宗教学研究科死生学専攻における長期履修制度導入〕

〔研究科委員会の議長の選任方法の変更〕

〔入学資格の変更〕

〔学費改定〕

### 3. 上智大学学位規程（抄）

制定 昭和43年4月1日

改正 平成30年4月1日

（目 的）

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類）

**第2条** 本学において、学長が授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

（博 士）

**第3条** 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

（修 士）

**第4条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

（専門職学位）

**第4条の2** 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

**第5条** 博士の学位は、本学大学院学則第21条の2により、修士課程及び博士課程を修了した者に授与する。

**第6条** 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

**第7条** 修士の学位は、本学大学院学則第21条により、修士課程及び博士前期課程を修了した者に授与する。

（学士の学位授与の要件）

**第7条の2** 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

（専門職学位の授与要件）

**第7条の3** 法務博士（専門職）の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位論文の提出）

**第8条** 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

**第9条** 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認められた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

2 修士論文提出については、あらかじめ指導教員の承認を受けるものとする。

（申請方法及び申請書類）

**第10条** 博士後期課程（以下「後期課程」という。）に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。

4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（申請の受理）

**第11条** 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取り扱う。

2 第6条の規定による学位申請の受理は、学長が決定する。

3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。

(1) 上智学院が設置する学校の専任教職員

(2) 本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから

1年以内に学位申請のあった者

5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。

(論文審査委員会)

**第12条** 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。

2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。

3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。

4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。

5 前項の規程にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めたときは、当該研究科委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。

(論文の審査)

**第12条の2** 論文審査委員会は、本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する論文の審査及び試験並びに第6条に規定する論文の審査及び学力の確認(以下、「試問」という)を行う。

2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

(試験)

**第13条** 本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。

4 外国語についての試験は、修士の場合は1か国語、博士の場合は2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

6 第4項の規程にかかわらず、学位申請書の学位の種類や学位論文の性格に応じ、外国語試験を行う必要がないと研究科委員会が認めた場合は、これを免除することができる。

(試問)

**第14条** 第6条に規定する学力の確認(試問)は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。

4 外国語についての試問は、2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

6 第6条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

**第15条** 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

2 第5条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。

3 第7条の規定による修士の学位についても、第1項及び第2項の規定を準用する。

(研究科委員会の審査及び報告)

**第16条** 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審査し、可決のものについては、その結果を大学院委員会に報告する。

2 前項に定める審査は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

(意見具申)

**第17条** 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき学長に意見を述べる。

2 大学院委員会が前項により意見を述べるにあたっては、委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意を必要とし、本学大学院学則で定める修了の期日以前にこれを行う。

(学位の授与)

**第18条** 学長は、大学院委員会の意見を徴し、学位の授与を決裁の上、学位の授与及び学位記の交付を行う。

2 第5条, 第7条で定める学位の授与日は, 本学大学院学則で定める修了の期日とする。

(論文要旨等の公表)

**第19条** 本学は, 博士の学位を授与したときは, 博士の学位を授与した日から3か月以内に, その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

**第20条** 博士の学位を授与された者は, 博士の学位を授与された日から1年以内に, 当該博士の学位に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし, 当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは, この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず, やむを得ない事由がある場合は, 本学の承認を得て, 当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において, 本学は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 第2項の規定により論文を公表する場合には, 上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

**第21条** 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは, 「上智大学」と付記しなければならない。

2 学位の名称は, 上智大学学則第58条2項に基づき別表1(略)のとおりとする。

3 学位の名称は, 上智大学大学院学則第25条第1項により別表2(略)のとおりとする。

4 前項にかかわらず上智大学大学院学則第25条第2項により, 「学術」の名称を付記することができる。

(学位授与の取消し)

**第22条** 学長は, 次の各号に該当する場合, 大学院委員会の意見を徴し, 学位の授与を取り消し, 学位記を返還させ, かつ, その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が, その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会において前項により意見を述べるにあたっては, 委員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の同意を必要とする。この場合, 第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

(学位授与の報告)

**第23条** 博士の学位を授与したときは, 学長は, 学位規則第12条の定めるところにより, 文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

**第24条** 学位記及び学位申請関係書類の様式は, 別記様式のとおりとする。

## 附 則

この規程は, 2018年(平成30年)4月1日から改正, 施行する。

別記様式

一 (第五条による場合一・進学者)

甲第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: center;">SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p> <p style="text-align: right;">signature President 〇〇 〇〇</p>	

二 (第五条による場合二・編入者)

甲第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: center;">SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p> <p style="text-align: right;">signature President 〇〇 〇〇</p>	

三 (第六条による場合)

乙第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
<p>本学に学位論文を提出しその審査に合格し、かつ、所定の学力を有するものと認められるので、博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: center;">SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has submitted a dissertation and passed The required examinations GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p> <p style="text-align: right;">signature President 〇〇 〇〇</p>	

四 (第七条の一による場合)

第	号
学位記	
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので修士（専攻名）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: center;">SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of MASTER OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p> <p style="text-align: right;">signature President 〇〇 〇〇</p>	

五 (第七条の二による場合)

第 号
学位記
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生
<p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(専攻名)の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: center;">SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of BACHELOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p> <p style="text-align: right;">signature President 〇〇 〇〇</p>

六 (第七条の三による場合)

第 号
学位記
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生
<p>本学大学院法学研究科法曹養成専攻の専門職学位課程(法科大学院の課程)を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 ㊟</p> <p style="text-align: center;">SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of JURIS DOCTOR Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇20〇〇</p> <p style="text-align: right;">signature President 〇〇 〇〇</p>

七 (課程博士)

年 月 日
<p>上智大学長 氏 名殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名㊟</p> <p style="text-align: center;">論文審査願</p> <p>学位規程第 10 条の規定により、 博士(〇〇)論文の審査をお願いいたします。</p>

八 (論文博士)

年 月 日
<p>上智大学長 氏 名殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名㊟</p> <p style="text-align: center;">学位申請書</p> <p>学位規程第 10 条の規定により、 博士(〇〇)の学位授与を申請いたします。</p>

九

論文目録
学位申請者 氏 名㊟
<p>論文</p> <p>1 題 目</p> <p>2 公表の方法および時期</p> <p>3 部 数</p> <p>(参考論文)</p> <p>1 題 目</p> <p>2 公表の方法および時期</p> <p>3 部 数</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

十

履 歴 書
氏 名㊟ 年 月 日生
<p>本 籍</p> <p>現住所</p> <p>学 歴</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 歴</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>研究歴および研究業績</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

## 4. 上智大学法科大学院履修規程

制定	平成 18 年 4 月 1 日	
改正	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 12 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、上智大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、大学院学則に定めるもののほか、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）の授業科目、履修方法、修了及び進級の要件その他必要な事項を定めることを目的とする。

(標準修業年限による区分)

**第 2 条** 法科大学院の学生は、次の各号のとおり、標準修業年限により区分する。

- (1) 法学未修者 大学院学則第 3 条第 4 項本文の標準修業年限の学生
  - (2) 法学既修者 大学院学則第 3 条第 4 項ただし書の規定により在学期間が短縮される学生
- 2 法科大学院教授会は、入学者選抜における法律科目試験の成績その他の判定資料に基づき、法学既修者として入学を許可する者を選考する。
- 3 この規程の適用に当たっては、法学既修者は、入学を許可された年度において 2 年次に在学するものとみなす。

(在学年限)

**第 3 条** 大学院学則第 3 条の 2 第 2 項の在学期間の上限は、休学期間を除き、法学未修者については 6 年、法学既修者については 4 年とする。

(修了要件)

**第 4 条** 大学院学則第 21 条の 3 の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第 I に定めるところに従って単位を修得し、各年次で所定の成績を修めることにより充足しなければならない。

(前提科目)

**第 5 条** 別表第 II に掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

(他大学大学院で修得した単位)

**第 6 条** 大学院学則第 18 条第 4 項の規定により、他の大学の大学院の授業科目を履修して修得した単位（入学前に本大学院を含む大学院において修得した単位、及び他大学大学院との単位互換協定により修得した単位を含む）について、本法科大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により単位認定の対象となる科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目以外の、選択必修科目及び選択科目とする。ただし、他大学大学院との単位互換協定により修得した単位については選択科目とする。
- 3 前二項の規定により本法科大学院において修得したものとして認定する単位数は、法学未修者については合計 30 単位、法学既修者については合計 2 単位を超えないものとする。
- 4 前三項の規定に定めるもののほか、単位認定に必要な事項は、別に定める。

(履修登録の手続)

**第 7 条** 履修登録に関する必要事項は、各年度において法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

(履修登録単位の上限)

**第 8 条** 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1 年次生及び 2 年次生については原則として 36 単位以内とし、3 年次生については 44 単位以内とする。ただし、別表第 V に掲げる科目については登録上限単位数に含めないこととする。

- 2 他大学大学院との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、前項の単位数に算入する。
- 3 進級が認められた場合に再履修する授業科目の単位数は、4 単位を限度として、第 1 項の登録上限単位数に含めないこととする。
- 4 第 1 項のただし書及び第 3 項にかかわらず、いずれの年次においても 44 単位を超えて登録することはできない。

(クラス指定)

**第 9 条** 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。

- 2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要で

あることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

#### (予備登録)

**第 10 条** 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。

3 予備登録の手続その他必要な事項は、法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

#### (クリニック、エクスターンシップ)

**第 11 条** クリニック及びエクスターンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

#### (自主研究・論文作成)

**第 12 条** 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。

2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

#### (受験資格)

**第 13 条** 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

#### (成績評価)

**第 14 条** 法科大学院教授会は、大学院学則第 40 条の規定により準用上智大学学則第 55 条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。

2 前項の事項は、厳正な成績評価を旨とするものとする。

3 成績評価に対する確認願い及び再確認願いについては、別に定める。

#### (進級・留年判定)

**第 15 条** 大学院学則第 28 条の2後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第Ⅲ及び別表第Ⅳのとおりとする。

2 大学院学則第 28 条の2前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。ただし、別表第Ⅳに掲げる GPA の最低基準を満たさなかった留年者は、当該年次に履修した必修科目の成績評価が D である場合には、当該科目を再履修しなければならない。

3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

#### (退学)

**第 16 条** 大学院学則第 29 条第 3 号ただし書の事由は、次のとおりとする。

(1) 大学院学則第 28 条の2及び前条第 1 項の規定により同一年次に2年を超えて在学することとなる場合。ただし、休学期間はこれに含めない。

(2) 履修態度、出欠その他の学修状況又は学生生活全般を通じた態度、行動その他の状況等から合理的に判断して大学院学則第 4 条第 3 項の目的を達成することが困難であると法科大学院長が認める場合。

#### 附 則

1 この規程は、2006 年（平成 18 年）4 月 1 日から施行する。

2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）における履修に関わる運用細則は、廃止する。

3 2004 年度及び 2005 年度における授業科目の開講、履修方法の指定、修了及び進級の要件の判定並びにこれらに関連する事項は、この規程により実施されたものとみなす。

ただし、これらの事項に関して既に生じた効力は、この規程の規定により妨げられない。

#### 附 則

1 この規程は、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から施行する。

2 2006 年度以前に入学した学生については、第 6 条、第 15 条第 3 項、別表第Ⅰ及び別表第Ⅱを改正する規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条を改める部分 2007 年（平成 19 年）10 月 1 日

(2) 別表第Ⅱを改める部分 2008 年（平成 20 年）4 月 1 日

2 2007 年度に入学した既修者については、改正後の第 6 条第 1 項の規定中「入学後 2 箇月以内」とあるのは、「2007 年

11月30日までに」と読み替えるものとする。

- 3 2006年度以前に入学した既修者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程の第4条、第15条及び別表第IVは、法学未修者については2010年度入学者から、法学既修者については2011年度入学者から、それぞれ適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の第8条第1項ただし書きは、施行日以後に行われる履修登録について適用する。ただし、別表第Vに掲げる1年次生については、2010年度の履修から適用する。
- 3 改正後の別表第IIは、施行日以後に行われる履修について適用する。
- 4 改正後の別表第IVは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Vは、施行日以後に行われる履修について適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第IVは、施行日以後に行われる履修について適用する。なお、2010年度以降、2012年度までに入学した学生で、別表第IVに掲げるGPAの最低基準を満たさなかった留年者については、第15条第2項の規定にかかわらず、2012年度以降に履修した成績評価がDであるすべての科目について、別に届け出ることにより、再履修をすることができる。
- 3 改正後の別表第IVは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

#### 附 則

この規定は、2014年（平成26年）12月1日から改正、施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Iは、施行日以後に行われる履修について適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。
- 2 改正後の別表第Iのうち、法律基本科目以外の科目の単位を31単位以上とする部分については、入学年度に関わらず全ての学生に適用する。改正後の別表Iのうち、その他の部分については、2016年度入学者から適用する。
- 3 別表第IIは、2016年度入学者から適用する。なお、2016年度より前の入学者について、改正前の別表IIが問題となる場合には、「民法基礎II」を「民法基礎II及び民法基礎IV」と読み替えて適用する。この場合、改正前別表IIとの関係では、「民法基礎II及び民法基礎IV」は合わせて1科目として計算する。
- 4 別表第Vは、入学年度に関わらず全ての学生に適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。
- 2 別表第II（法学既修者）は、2016年度から適用する。

#### 別表第I（第4条関係）

法学未修者	
必修科目	69単位
法律実務基礎科目から	4単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	5単位以上
法学既修者	
必修科目	40単位
法律実務基礎科目から	4単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位

法学未修者・法学既修者共通	
法律基本科目以外の科目の単位	31 単位以上

**別表第Ⅱ**（第5条関係）  
（法学未修者）

配当年次	科目名	前提科目
2 年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ， 民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ， 民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅳ
	商法Ⅰ	商法基礎
	商法Ⅱ	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ， 民法基礎Ⅱ， 民法基礎Ⅲ， 民法基礎Ⅳ， 商法基礎及び民事訴訟基礎の6科目のうち4科目以上
3 年次	公法（総合）	憲法基礎及び行政法基礎の2科目， 並びに憲法及び行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ， 民法基礎Ⅱ， 民法基礎Ⅲ， 民法基礎Ⅳ， 商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目， 並びに民法Ⅰ， 民法Ⅱ， 商法Ⅰ， 商法Ⅱ， 民事訴訟法Ⅰ 及び民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎の2科目， 並びに刑法， 刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎の2科目， 並びに刑法， 刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

（法学既修者）

配当年次	科目名	前提科目
2 年次	行政法	行政法基礎
3 年次	公法（総合）	憲法， 行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法Ⅰ・民法Ⅱ， 商法Ⅰ・商法Ⅱ， 民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法， 刑事訴訟法， の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法， 刑事訴訟法， の2科目のうち1科目以上

**別表第Ⅲ**

◇法学未修者

- 第1年次において修得すべき単位 必修科目 24 単位  
 第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位  
 ただし、必修科目の修得単位は、当該年次に配当された授業科目の単位に限る。

◇法学既修者

- 第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位

**別表第Ⅳ**

◇法学未修者

- 第1年次乃至第3年次において充足すべき GPA の最低基準 各年次 1.6

◇法学既修者

- 第2年次及び第3年次において充足すべき GPA の最低基準 各年次 1.6

GPA は、上智大学学則第55条による。

ただし、留年者が、留まる年次において、当該年次でF評価の科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いる GPA については、当該再履修科目に従前付されていたFは除外して算出するものとする。また、留年者で上記の GPA の最低基準を充足しなかった者が、留まる年次において、当該年次で履修したD評価の

必修科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いる GPA については、当該再履修科目に従前付されていた D は除外して算出するものとする。

なお、2010 年度以降、2012 年度までに入学した学生については、留まる年次において、当該年次で F 評価の科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いる GPA については、当該再履修科目に従前付されていた F は除外して算出するものとする。また、留年者で上記の GPA の最低基準を充足しなかった者が、留まる年次において、当該年次で履修した D 評価の科目を再履修する場合、次の進級・修了判定において成績要件として用いる GPA については、当該再履修科目に従前付されていた D は除外して算出するものとする。

別表第 V

	年次	科 目
法学未修者	1 年次 2 年次	法律基本科目の 1 年次及び 2 年次に配当される選択科目 (8 単位まで) 「エクスターンシップ I」(1 単位) 「エクスターンシップ II」(1 単位)
法学既修者	2 年次	「行政法基礎」(2 単位) 「エクスターンシップ I」(1 単位) 「エクスターンシップ II」(1 単位)

## 5. 年譜

---

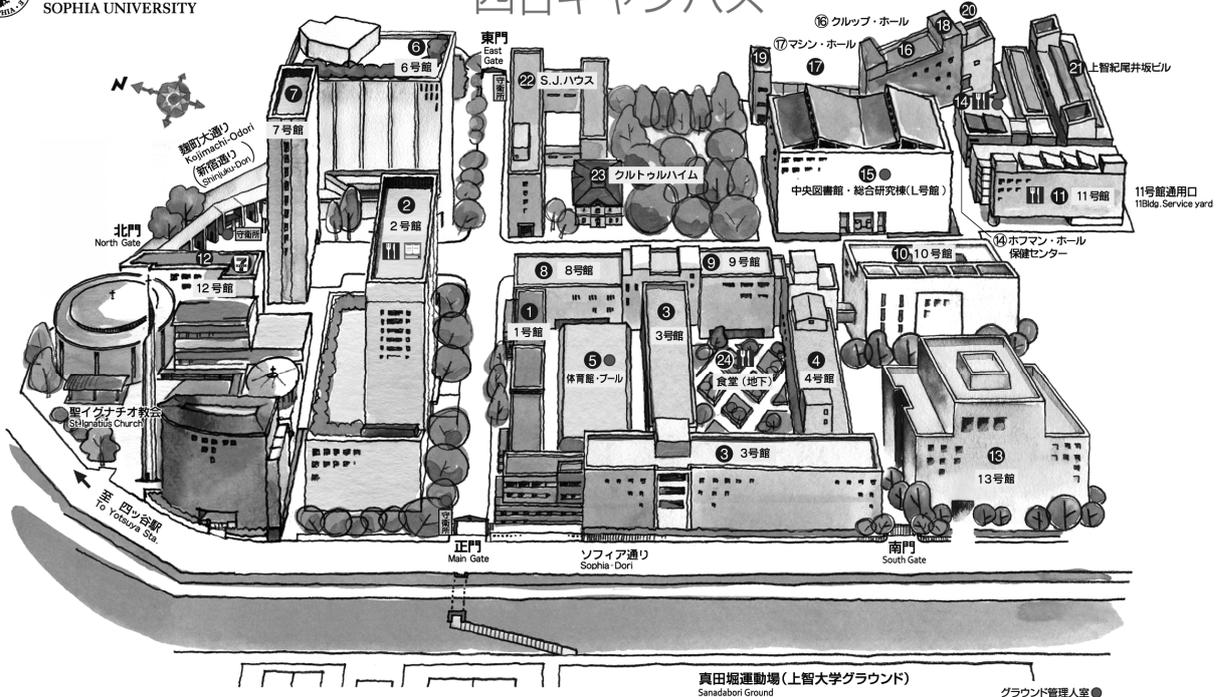
- 1911年（明治44年） 財団法人上智学院設立。
- 1913年（大正2年） 専門学校令による上智大学開設。
- 1928年（昭和3年） 大学令による上智大学開設。
- 1951年（昭和26年） 新制大学院神学研究科（神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（西洋文化専攻）、経済学研究科（経済学専攻）の修士課程を開設。
- 1955年（昭和30年） 神学研究科（組織神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学各専攻）、経済学研究科（経済制度・組織専攻）の博士課程を開設。
- 1966年（昭和41年） 文学研究科（教育学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の修士課程を開設。  
西洋文化研究科（西洋文化専攻）の修士課程を文学研究科（史学専攻、英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の修士課程に改組。  
西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程を文学研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程に改組
- 1968年（昭和43年） 文学研究科に教育学専攻及び日本史学専攻の博士課程を増設。  
文学研究科に国文学専攻及びフランス文学専攻の修士課程を増設。  
法学研究科（法律学専攻）及び理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の博士課程を開設。
- 1969年（昭和44年） 理工学研究科に数学専攻の修士課程を増設。
- 1970年（昭和45年） 文学研究科に国文学専攻の博士課程を増設。  
外国語学研究科（言語学専攻）の修士課程を開設。
- 1971年（昭和46年） 文学研究科にフランス文学専攻及び史学専攻（日本史学専攻を改組）の博士課程を増設。  
文学研究科に新聞学専攻の修士課程を、外国語学研究科に国際関係論専攻の修士課程を増設。
- 1972年（昭和47年） 文学研究科に社会学専攻の修士課程を、理工学研究科に数学専攻の博士課程を増設。
- 1973年（昭和48年） 外国語学研究科に言語学専攻及び国際関係論専攻の博士課程を開設。
- 1974年（昭和49年） 文学研究科に新聞学専攻及び社会学専攻の博士課程を増設。
- 1976年（昭和51年） 大学院学則を改正し、博士前期、後期課程に変更。
- 1978年（昭和53年） 理工学研究科に生物科学専攻の修士課程を増設。
- 1979年（昭和54年） 外国語学研究科に比較文化専攻の修士課程を増設。
- 1981年（昭和56年） 理工学研究科に生物科学専攻の博士後期課程を増設。
- 1992年（平成4年） 文学研究科に心理学専攻の修士課程を増設。
- 1994年（平成6年） 文学研究科に心理学専攻の博士後期課程を増設。
- 1997年（平成9年） 外国語学研究科に地域研究専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
- 2001年（平成13年） 文学研究科心理学専攻博士前期課程に臨床心理学コースを設置。
- 2004年（平成16年） 法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）専門職学位課程を増設。
- 2005年（平成17年） 文学研究科（教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻）の博士課程（前期・後期）を総合人間科学研究科（教育学専攻、心理学専攻、社会学専攻及び社会福祉学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
地球環境学研究科（地球環境学専攻）の博士課程（前期・後期）を開設。

- 2006年（平成18年） 外国語学研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）をグローバル・スタディーズ研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。外国語学研究科比較文化専攻修士課程をグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻の博士前期課程に改組。  
グローバル・スタディーズ研究科にグローバル社会専攻の博士後期課程を増設。
- 2007年（平成19年） 経済学研究科に経済学専攻の博士後期課程及び経営学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。文学研究科教育学専攻及び社会学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2008年（平成20年） 理工学研究科（機械工学専攻，電気・電子工学専攻，応用化学専攻，化学専攻，数学専攻，物理学専攻及び生物科学専攻）の博士課程（前期・後期）を理工学研究科（理工学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
文学研究科心理学専攻，外国語学研究科国際関係論専攻の博士前期課程を廃止。  
外国語学研究科比較文化専攻の修士課程を廃止。  
外国語学研究科地域研究専攻の博士前期課程を廃止。
- 2009年（平成21年） 理工学研究科機械工学専攻，電気・電子工学専攻，物理学専攻，応用化学専攻，化学専攻の博士前期課程を廃止。
- 2010年（平成22年） 理工学研究科数学専攻博士前期課程を廃止。
- 2011年（平成23年） 総合人間科学研究科に看護学専攻の修士課程を増設。  
文学研究科に文化交渉学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。  
理工学研究科生物科学専攻の博士前期課程，応用化学専攻，化学専攻，物理学専攻の博士後期課程を廃止。  
地球環境学研究科地球環境学専攻の博士課程（前期・後期）に国際環境コースを設置。
- 2012年（平成24年） 理工学研究科数学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2013年（平成25年） 外国語学研究科国際関係論専攻の博士後期課程を廃止。理工学研究科電気・電子工学専攻，生物科学専攻，機械工学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2014年（平成26年） 文学研究科社会学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2015年（平成27年） 文学研究科教育学専攻，経済学研究科経済制度・組織専攻，外国語学研究科地域研究専攻の博士後期課程を廃止
- 2016年（平成28年） 文学研究科に哲学専攻博士課程（前期・後期）を増設。  
実践宗教学研究科死生学専攻修士課程を開設。  
外国語学研究科を言語科学研究科に名称変更。
- 2017年（平成29年） 文学研究科心理学専攻の博士後期課程を廃止。
- 2018年（平成30年） 実践宗教学研究科死生学専攻修士課程を博士前期課程に変更。  
実践宗教学研究科死生学専攻博士後期課程を増設。

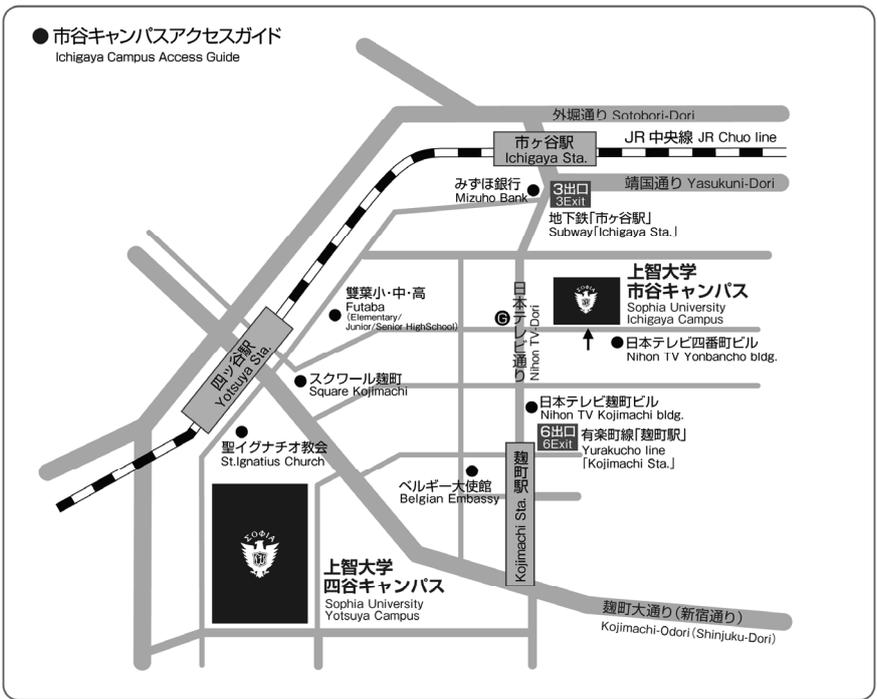
# 6. 施設 MAP



## Yotsuya Campus 四谷キャンパス

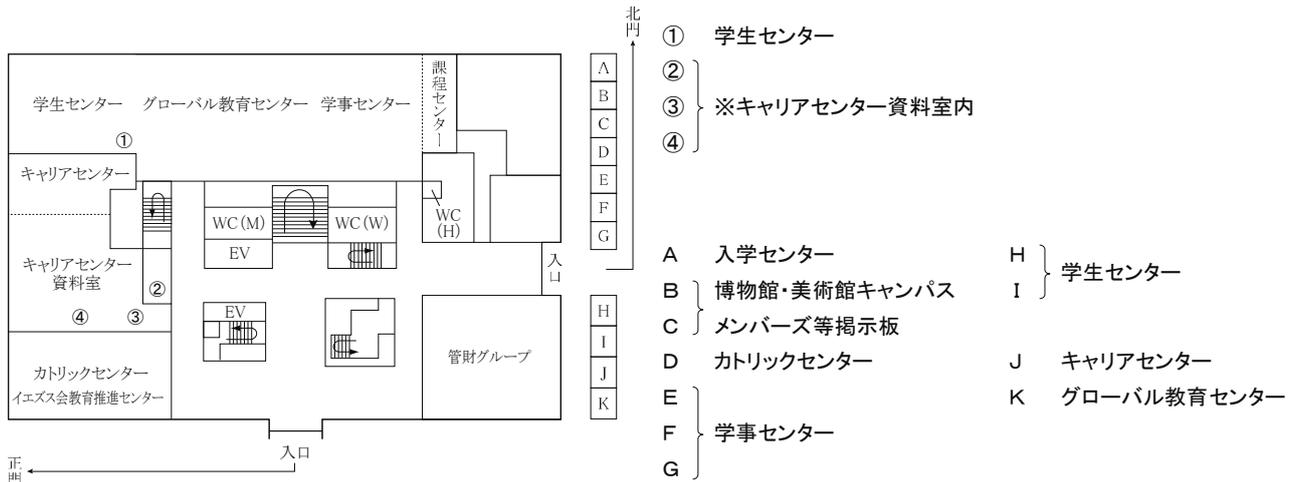


- |                     |                    |                                      |                                 |  |
|---------------------|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--|
| ① 1号館 Bldg. No.1    | ⑥ 6号館 Bldg. No.6   | ⑫ 12号館 Bldg. No.12                   | ⑮ クラブ・ホール Krupp Hall            | ⑳ S.J.ハウス S.J. House                                     |
| ② 2号館 Bldg. No.2    | ⑦ 7号館 Bldg. No.7   | ⑬ 13号館 Bldg. No.13                   | ⑯ マシン・ホール Machine Hall          | ㉑ クルトゥルハイム Kulturheim                                    |
| ③ 3号館 Bldg. No.3    | ⑧ 8号館 Bldg. No.8   | ⑭ ホフマン・ホール Hoffmann Hall             | ㉒ パワーステーションⅠ Power Station I    | ㉒ 購買 紀伊國屋書店 上智大学店  |
| ④ 4号館 Bldg. No.4    | ⑨ 9号館 Bldg. No.9   | ⑰ 保健センター Health Center               | ㉓ パワーステーションⅡ Power Station II   | ㉓ 地下 (basement)  |
| ⑤ 体育館 Gymnasium     | ⑩ 10号館 Bldg. No.10 | ⑱ 中央図書館 Central Library              | ㉔ パワーステーションⅢ Power Station III  | ㉔ 食堂 Restaurant  |
| ⑤ プール Swimming Pool | ⑪ 11号館 Bldg. No.11 | ⑲ 総合研究棟(L号館) and Research Institutes | ㉕ 上智紀尾井坂ビル Jochi Kioizaka Bldg. | ㉕ 5階 (5F)  |
|                     |                    |                                      |                                 | ㉕ 地下 (basement)  |
|                     |                    |                                      |                                 | ㉕ 4階 (4F)  |
|                     |                    |                                      |                                 | ㉕ 地下 (basement)  |
|                     |                    |                                      |                                 | ㉕ AED(自動体外式除細動器): 学内6カ所 Automated External Defibrillator |
|                     |                    |                                      |                                 | ㉕ コンビニエンスストア Convenience Store                           |
|                     |                    |                                      |                                 | ㉕ 地下 (basement)  |



# 四谷キャンパス

## 掲示板 (2号館1階)

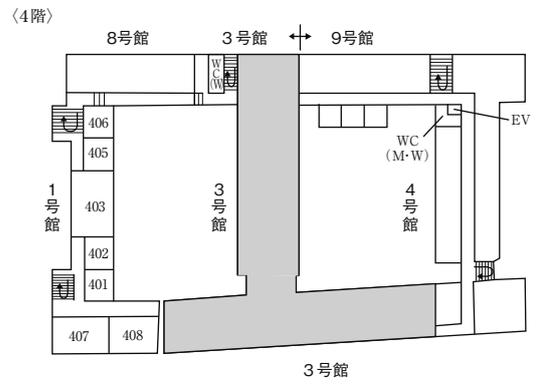
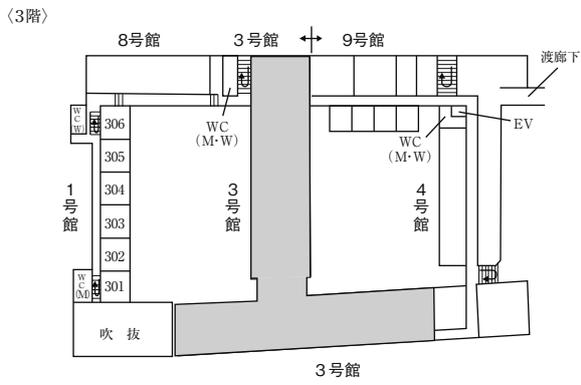
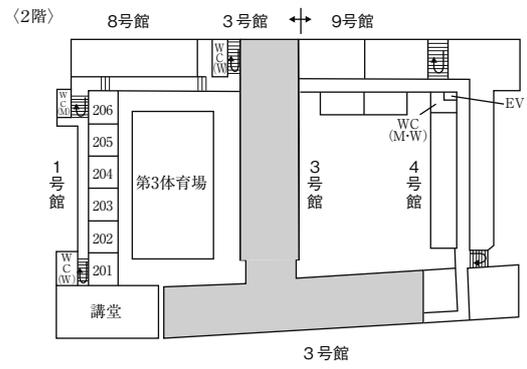
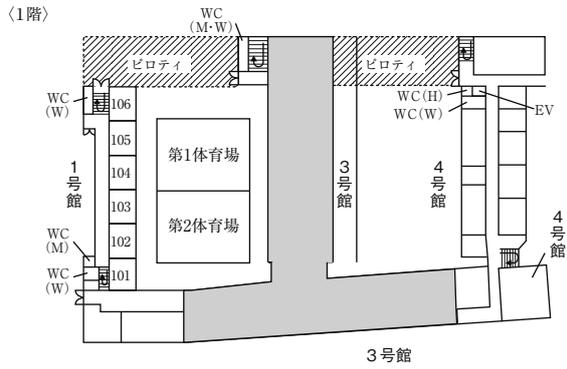


※2号館1階は2018年夏、変更予定  
 変更に関するお知らせはLoyolaの掲示板で確認して下さい。

## 掲示板の内容

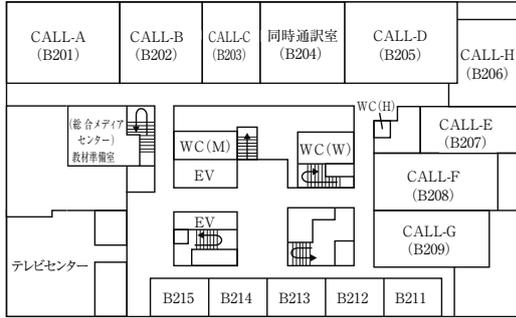
	主な掲示内容	上の図における位置
教務関係	全学生共通のお知らせ (学事関係)	E-G
	海外留学, 国際交流活動	C
学生生活	就職, キャリア作成	J
	保険関係・卒業アルバム等	I
	ボランティアビューロー	L
	課外活動	I
	奨学金 (外国人留学生以外)	H
	奨学金 (外国人留学生用)	L
博物館・美術館キャンパスメンバーズ	K	

1・3・4・8・9号館

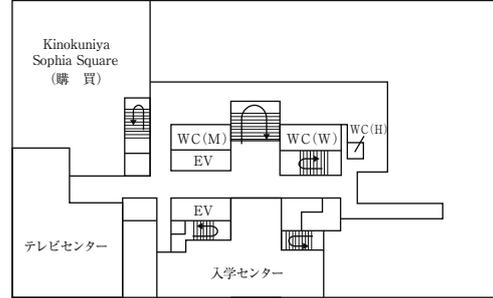


## 2号館

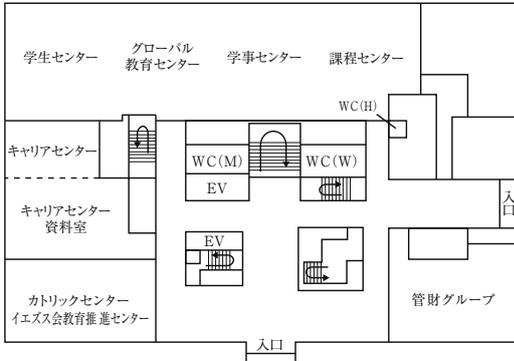
〈B2階〉



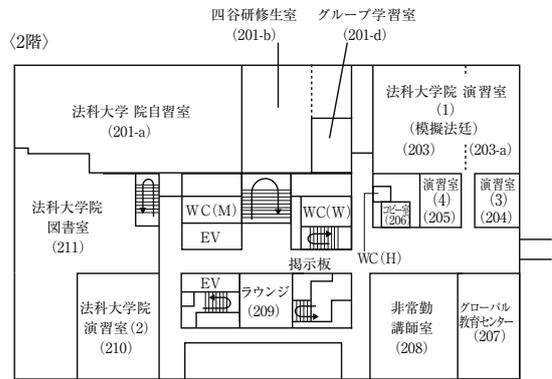
〈B1階〉



〈1階〉 \*2018年夏, センターの移転により変更予定  
 決定後, Loyola 掲示板でお知らせします。

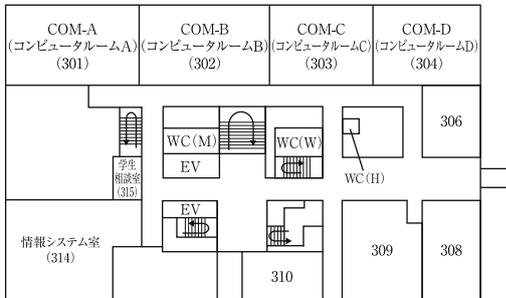


〈2階〉

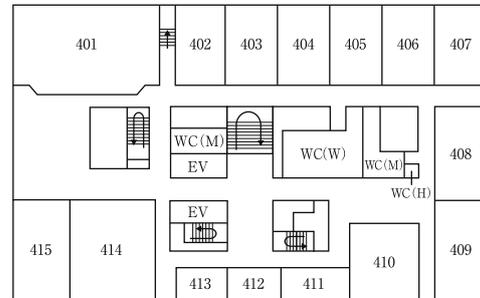


※グローバル教育センターは2018年夏に2号館1Fに移転予定です。

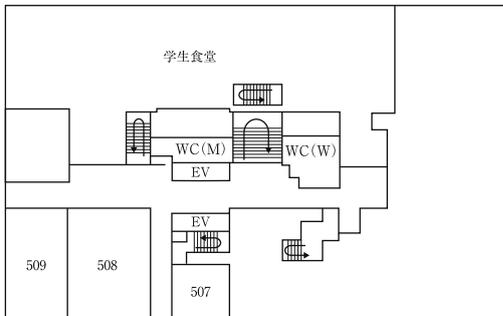
〈3階〉



〈4階〉

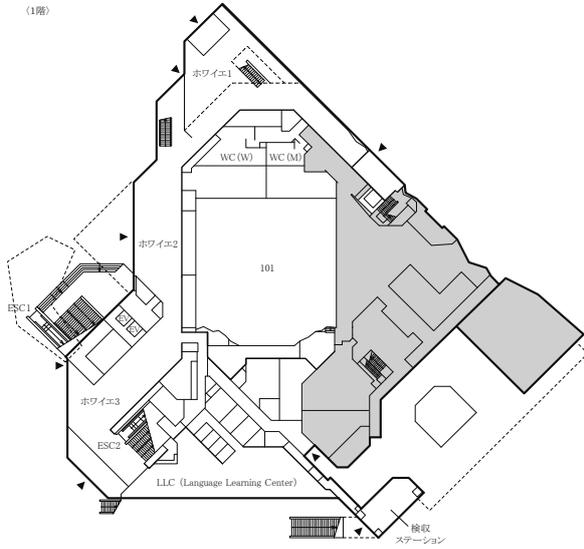


〈5階〉

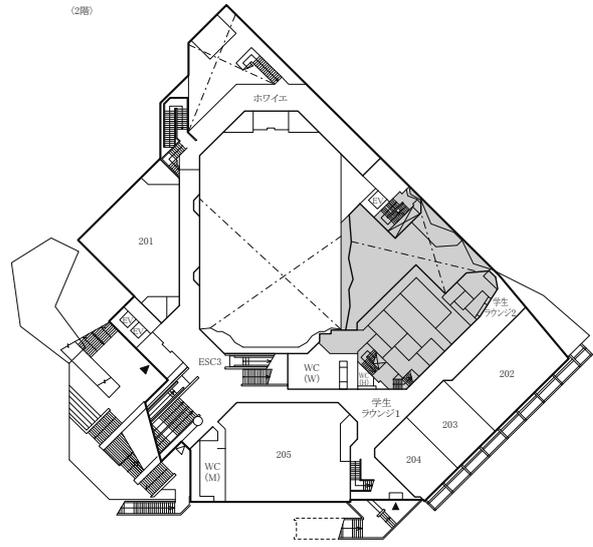


# 6号館

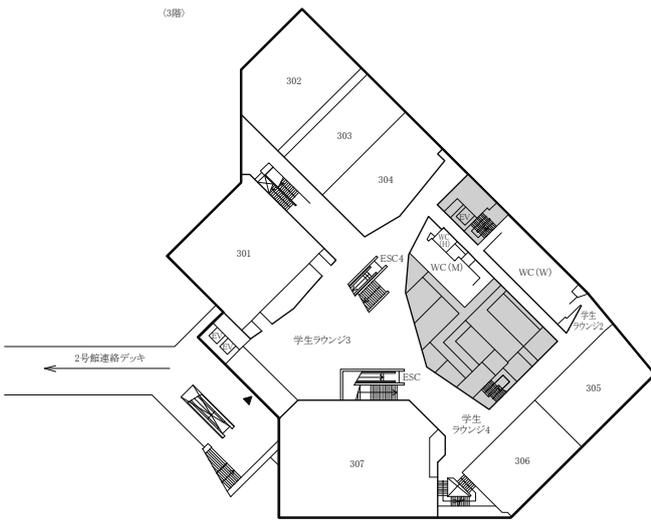
(1階)



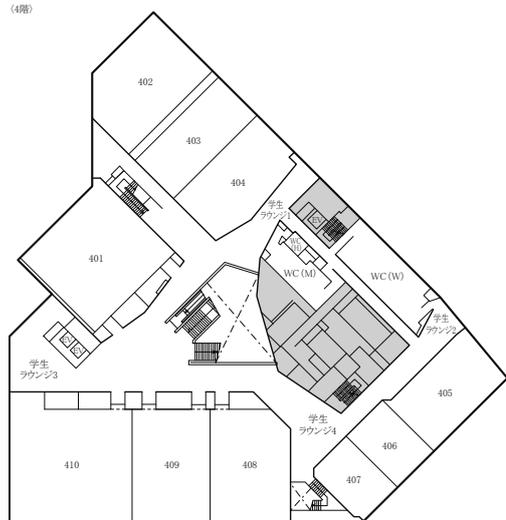
(2階)



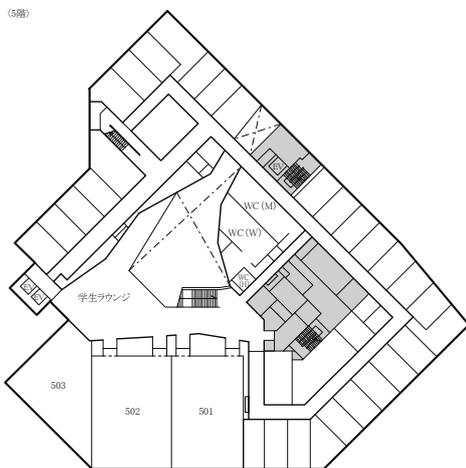
(3階)



(4階)



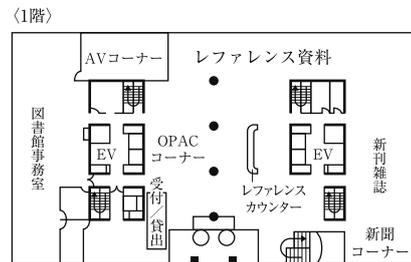
(5階)



# 中央図書館・総合研究棟（L号館）

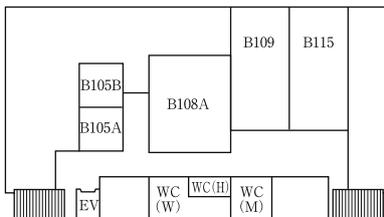
フロア案内

9階	中央書庫・閲覧席
8階	中央書庫・閲覧席
7階	中央書庫・閲覧席
6階	中央書庫・閲覧席
5階	中央書庫・閲覧席
4階	中央書庫・閲覧席
3階	雑誌・新聞・紀要・閲覧席
2階	館長室・理工系資料・コンピュータルームL1・L2・情報検索室・閲覧席
1階	新刊雑誌・新聞コーナー・レファレンス資料・レファレンスカウンター・貸出・返却・AVコーナー・図書館事務室・閲覧席
地下1階	学部学生用図書・ラーニングcommons・閲覧席・グループ学習室
地下2階	学部学生用図書・閲覧席

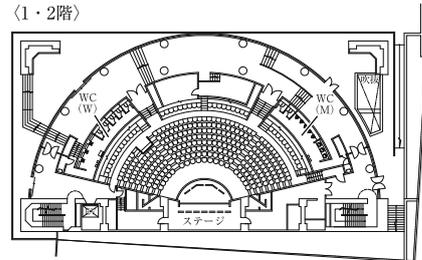


## 10号館

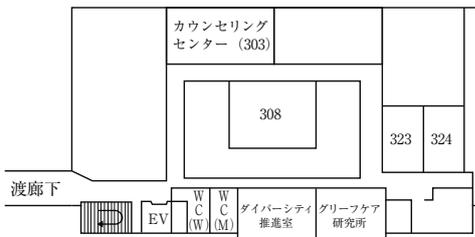
〈B1階〉



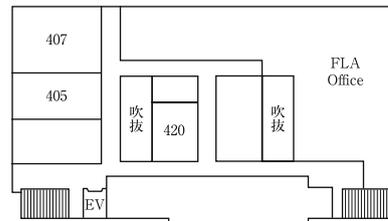
〈1・2階〉



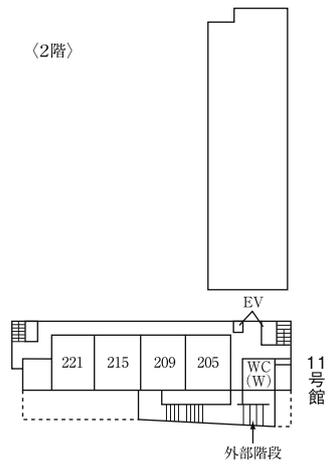
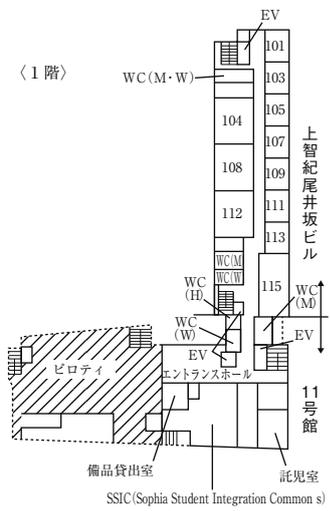
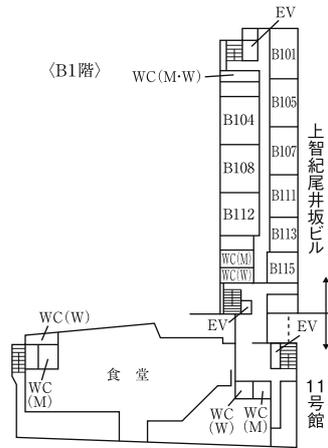
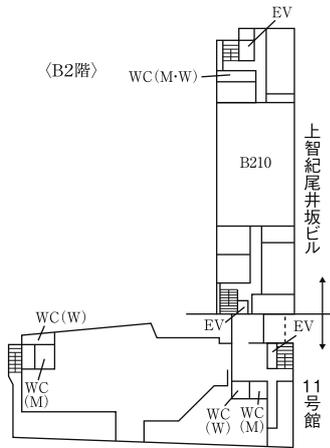
〈3階〉



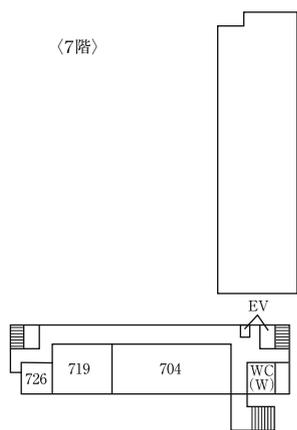
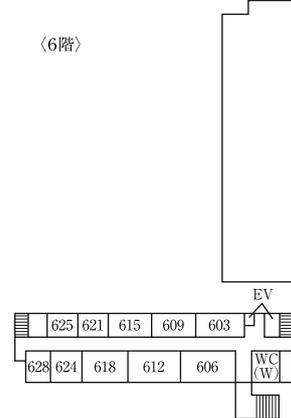
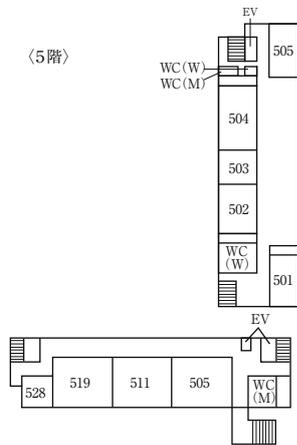
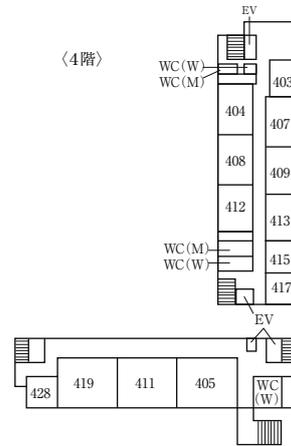
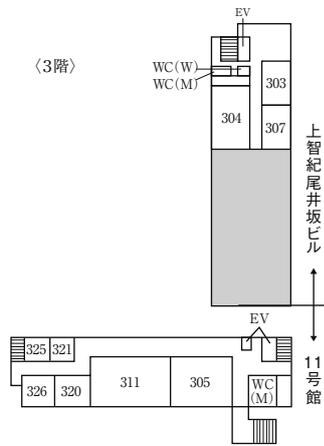
〈4階〉



# 11号館・上智紀尾井坂ビル

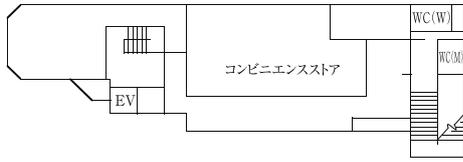


# 11号館

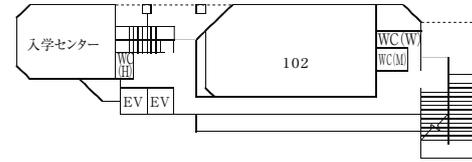


# 12号館

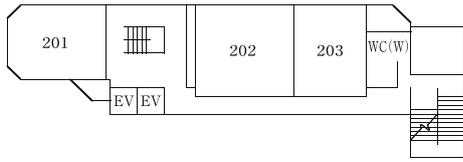
〈B1階〉



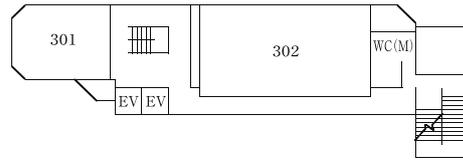
〈1階〉



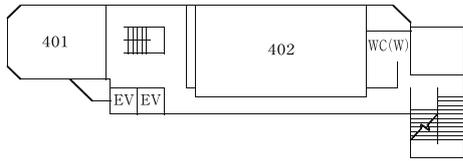
〈2階〉



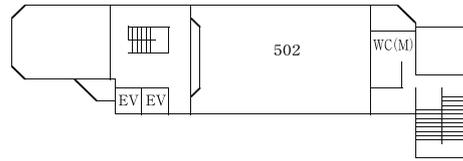
〈3階〉



〈4階〉

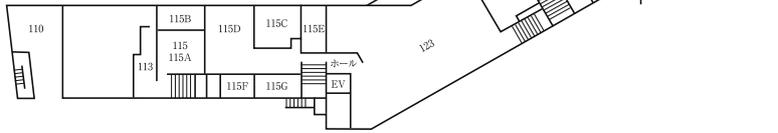


〈5階〉



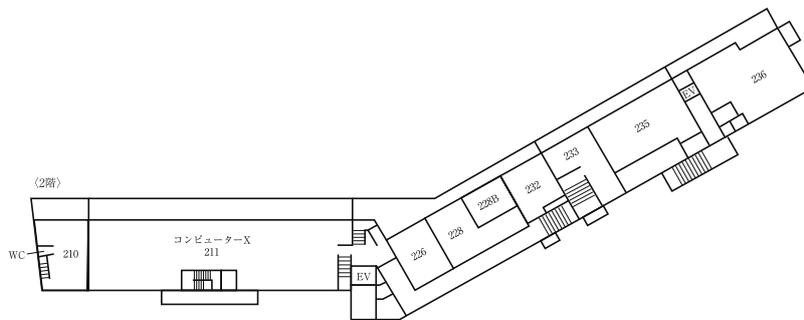
# クラブホール・マシンホール

〈1階〉



1階平面図

〈2階〉



2階平面図

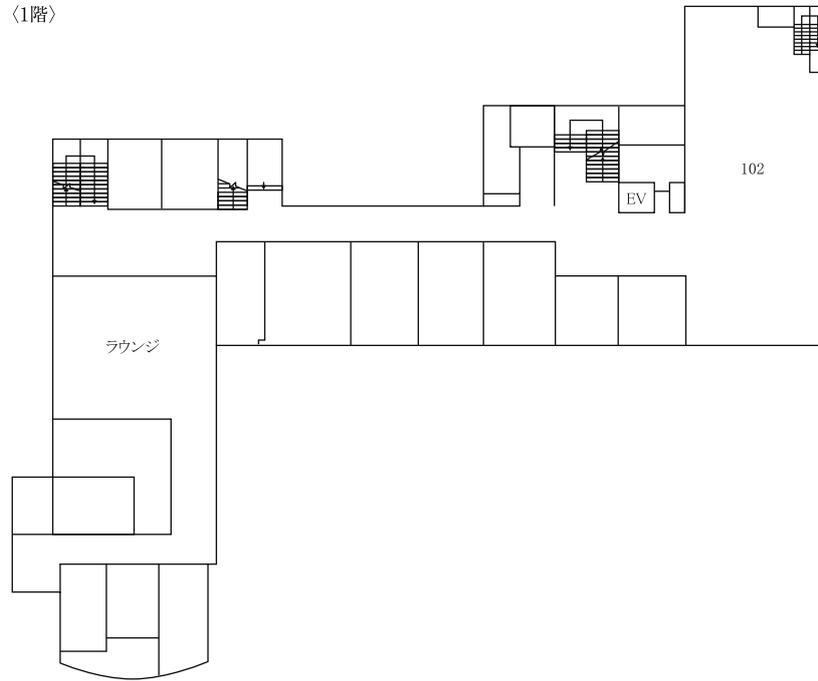
中央図書館・総合研究棟

9 F	中央書庫（専門・研究図書，大型本，ピーター・ミルワードコレクション），閲覧席 実践宗教学研究科研究室，上智大学史資料室，会議室
8 F	中央書庫（専門・研究図書，研究所所蔵図書），閲覧席 中世思想研究所，キリスト教文化研究所，キリシタン文庫，会議室，研究個室
7 F	中央書庫（専門・研究図書，和装本，EU情報センター資料，研究所所蔵図書），閲覧席 フランス文学研究室，フランス語研究室，アメリカ・カナダ研究所，グローバル・コン サーン研究所，哲学研究室，英米文学研究室，英語研究室，ヨーロッパ研究所，EU情報 センター，神学研究科研究室，対面朗読室，研究個室
6 F	中央書庫（専門・研究図書，研究所所蔵図書），閲覧席 イベロアメリカ研究所，国文学研究室，教育学研究室，グローバル社会専攻研究室，ド イツ文学研究室，アジア文化研究所，会議室
5 F	中央書庫（専門・研究図書），閲覧席 社会学研究室，社会福祉研究室，言語学研究室，国際言語情報研究所，史学研究室，経 済学研究室，看護学専攻院生用研究室，複写サービス室，会議室，研究個室，スタッ フ用印刷室
4 F	中央書庫（専門・研究図書），閲覧席 法学研究室，国際関係論研究室，ロシア語研究室，新聞学研究室，文化交渉学研究室， 看護学研究室，地球環境研究所，地域研究専攻研究室，メディア・ジャーナリズム研 究所，準貴重資料室，会議室，研究個室
3 F	雑誌書庫（人文・社会系雑誌バックナンバー），新聞書庫（新聞バックナンバー），大 学紀要，閲覧席，タイプ室，共同研究室 地球環境学研究科研究室，研究個室，職員ラウンジ
2 F	専門・研究図書（理工系），雑誌書庫（理工系雑誌バックナンバー），理工系新着雑誌， レファレンス資料（理工系），閲覧席，コンピュータールーム L1・L2，OPAC コーナー 言語学研究室，地球環境学研究科研究室，図書館事務室（館長室），モニュメント・ニ ポニカ
1 F	OPACコーナー，カード目録，レファレンス資料（人文・社会系），新着図書展示書架， 人文・社会系新着雑誌，新聞コーナー，閲覧席，貸出カウンター，レファレンスカウ ンター，AVコーナー，展示コーナー 図書館事務室（総務・雑誌・選書・図書・レファレンス・閲覧）
B 1	学部学生用図書，閲覧席，ラーニング・commons，グループ学習室，学生ラウンジ，拡 大読書機室，貸しロッカー，電話ボックス
B 2	学部学生用図書，閲覧席 図書館事務室（システム室），集密書庫

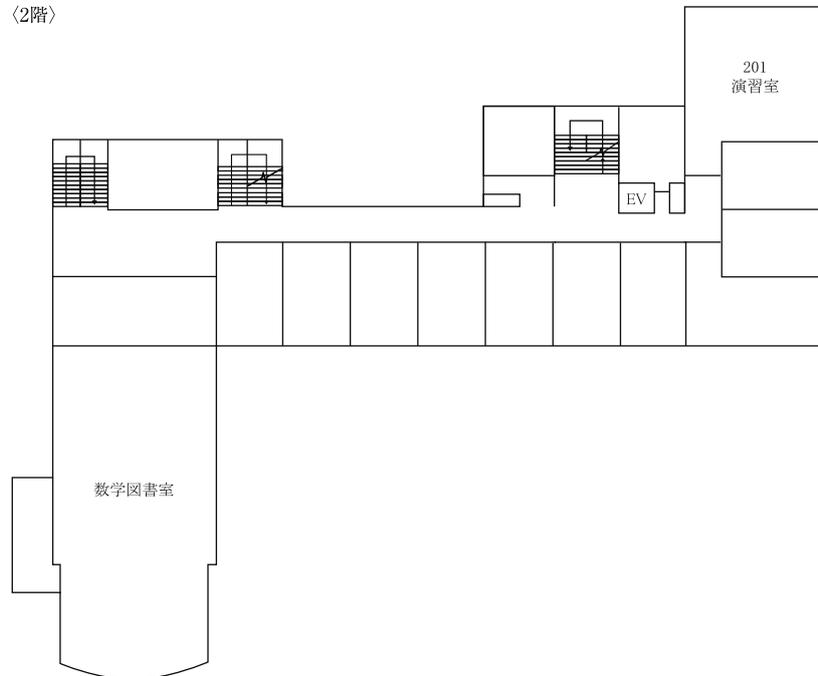
# 市谷キャンパス教室

## 本館

〈1階〉

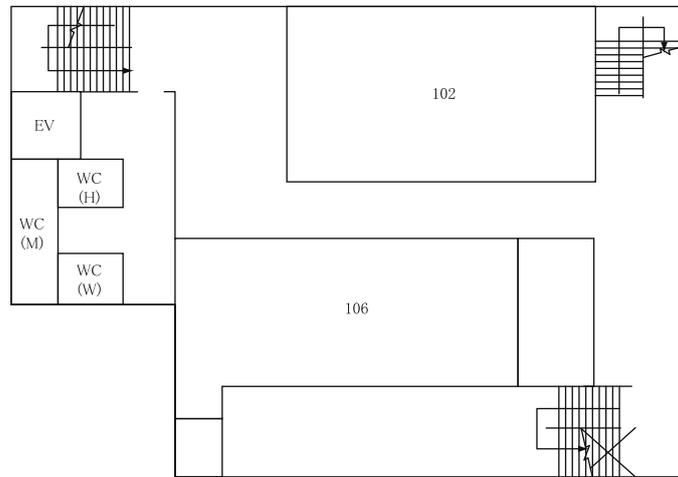


〈2階〉



# 研究棟

〈1階〉





## 【上智大学キャンパス所在地】

### ○四谷キャンパス

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7番1号  
学事センター

☎ 03-3238-3515 (教務担当)

☎ 03-3238-3519 (学籍・証明書担当)

☎ 03-3238-3195 (学費担当)

法科大学院事務室

☎ 03-3238-3259

### ○市谷キャンパス

〒102-0081 東京都千代田区四番町4

☎ 03-3238-4019 (守衛所)

### ○石神井キャンパス

〒117-0044 東京都練馬区上石神井4丁目32番11号

☎ 03-5991-0343

### ○秦野キャンパス

上智大学短期大学部

〒257-0005 神奈川県秦野市上大槻山王台999

☎ 0463-83-9331 (代表)

### ○目白聖母キャンパス

〒161-8550 東京都新宿区下落合4-16-11

☎ 03-3950-0171

---

2018年度 上智大学法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）履修要綱

---

2018年4月1日発行

編集・発行 上智大学学事局学事センター  
東京都千代田区紀尾井町7番1号  
〒102-8554 電話 03 (3238) 3515

印刷 株式会社精興社

---